

「飲食店来店応援事業」募集要項【参加規約】

飲食店来店応援事業に参加を希望する店舗及び事業所は、下記事項を遵守すること。

1) 参加店舗の条件

①事業に参加できる店舗は、下記の要件を全て満たすものとする。

- ・食品衛生法第52条の規定により「飲食店」または「喫茶店」の営業許可を受けていること。

※業種【喫茶店】の場合は種別が「喫茶店」に該当する店舗のみ

- ・年間を通じて、常設の店舗内で飲食スペースを有して営業を行っていること。

※持ち帰り専門店、イートイン（飲食店で買った食料品をその店内で食べること）のスペースを設けているスーパー・コンビニ等は除く

- ・市内に店舗を有する中小企業者及び小規模企業者（個人事業主を含む）

※全国チェーンの直営店などは除く（フランチャイズ契約者は対象）

- ① 事業の趣旨・目的（感染症拡大防止対策に万全を期し、市が交付するクーポンを有効に活用し店舗独自のサービスを提供することで新たな顧客誘客に繋げる）を理解したうえで、事業ルール（*1）を遵守すること。
- ② クーポン券の利用については、下記事項を遵守し、利用者に対しても適切な説明に努めること。
 - ・お客様お一人に対して一度に2枚以上のクーポン券を渡さないこと。
 - ・クーポン券の使用期限を過ぎた時点で、残ったクーポン券は各店舗において破棄処分すること。
 - ・その他、社会通念上不適切な取り扱いは行わないこと
- ③ 来店促進のため、各店舗において可能な限りSNS等による事業の周知広報に努めること。

2) 感染症拡大防止対策の実施

新型コロナウイルス感染拡大防止（三密回避等）に関する下記の取組み（①～④）を必ず実施すること。⑤についても、可能な限り対応すること。

- ①店舗内はこまめに換気をおこなうこと。
- ②出入口には消毒液等を設置すること。
- ③お客様の退店後の度に、こまめな清掃、除菌等をおこなうこと。
- ④客間の座席間隔は1席分以上あけること。
- ⑤テーブル席の場合、テーブルの間隔を2メートル程度開けること。

3) その他

- ①クーポン券の取扱いやお客様とのトラブル等、店舗におけるトラブルについては、市は一切関与しないこととし、店舗の責任において解決すること。
- ②参加規約への違反が判明した場合、換金請求に応じられない場合があります。
- ③ コロナウィルス感染症の拡大等により、事業を中止または休止する場合があります。

【事業ルール】

1. クーポン券の活用にかかる禁止事項

- ① 転売
- ② お客様へ有料での販売（1枚千円で販売など）
- ③ 複製等による不正利用
- ④ 交付した店舗以外でのクーポン券利用

2. 送付されてきたクーポン券には必ず店舗名を記入（ゴム印可）して下さい。

3. 使用されたクーポン券は、所定の請求書に必要事項を記入し、クーポン券を同封して指定された提出先へ郵送。後日、事前に登録していただいた口座に請求金額を振り込みます。（随時受付） ※請求の際は、お間違いのないように、請求金額、クーポン券枚数のご確認をお願いします。

4. 回収期限は9月11日（当日消印有効）までとし、以降の取扱いは認めないこととします。

5. 使用期限を過ぎたクーポン券は、各店舗において廃棄処分してください。

6. クーポン券の利用の際には、クーポン券に「利用者（お客様）による署名」が必要です。 ※署名がないものは換金対象となりません。

【事業広報】

1. 事業広報については、市内タウン誌、web媒体等で広く告知します。

2. 各店舗の感染症拡大防止対策及びクーポンの利用方法（ルール）についても周知・広報します。

【事業スケジュール】

○店舗の募集	募集開始 5月22日（金）から6月5日（金）（消印有効）まで
○店舗の決定	6月5日（金）以降随時
○クーポン券の発送	店舗登録後随時
○クーポン券利用期間	クーポン券到着後すぐから令和2年8月31日（月）まで
○クーポン券の換金請求	所定の請求書に記入後、クーポン券を同封して市に請求 使用済みクーポン券1枚当たり2000円 （*事務局に郵便にて送付）